

議案第16号

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年渋川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の経過措置期間について所要の改正をしようとするものである。

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則 （職員の経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>令和7年3月31日</u>までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和7年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 （職員の経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>平成32年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>